



筑西労基署 広報

第21号
平成21年9月25日

編集発行：筑西労働基準監督署

筑西市下中山581-2

TEL0296(22)4564

<21年度安全衛生優良事業場／(株)マグ筑波工場明野製造所>

平成21年度の安全衛生優良事業場として、株式会社マグ筑波工場明野製造所（筑西市向上野：左下写真）が、10月5日に開催される茨城県産業安全衛生大会（水戸市）において、茨城労働局長賞から表彰（茨城労働局長賞 奨励賞）を受けることになりました。

安全衛生成績が極めて高い水準に達し他の模範と認められる優良事業場について、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が表彰を行い、その努力を讃えるとともに、これを広く周知することで安全文化の普及・促進を図り、ひいては労働者の安全と健康確保につなげようとするのが目的です。



同社は、リサイクルガラス等を原料に、ガラスウール製の断熱材を製造していますが、平成12年5月以降9年間無災害を継続し、無災害時間数205万時間（6月15日現在）を継続中です。また、19年から主な機械設備や作業等に対するリスクアセスメントを実施し、これを安全衛生活動の有効な手段として位置づけています。すでに実施総数が440件を超え、滑りやすい床面の転倒防止、搬送コンベアによる巻き込まれ防止、重量物運搬による腰痛防止などについて、効果を上げています。

茨城県産業安全衛生大会について→<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/wnew/wnew090910.pdf>

トピックス

◇ 筑西地区『全国労働衛生週間』準備打合せ会

筑西市野殿の県西生涯学習センターにおいて、筑西地区「全国労働衛生週間準備打合せ会」が開催され、事業場の責任者や担当者など約120名が参加しました。

打合せ会では、監督署から「全国衛生週間」実施要綱等を説明したほか、歯科医である労働衛生

コンサルタントの戒田敏之先生による特別講演「労働安全衛生法から見た歯科保健」が行われ、歯科保健と全身疾患や「メタボ」との関連などについて話されました。

また、筑西保健所と県西地産保の協力を得て、会場の外では血圧や体脂肪率の測定コーナーや歯科保健相談コーナーなども開設され、保健師による指導、歯科衛生士による歯科保健指導なども行われました（右写真）。



◇ 10月14日 労務管理セミナー開催／割増賃金の引き上げ、育児短時間勤務制度など

筑西監督署では、10月14日（水）午後1時30分より県西生涯学習センターにおいて、労務管理セミナーを開催いたします。内容は、改正労働基準法と改正育児休業・介護休業法について。

来春施行予定の改正労働基準法には、月60時間超えの時間外労働について割増率を25%から50%に引き上げる措置（中小企業は当分の間猶予）や年次有給休暇の時間単位での取得などが盛り込まれています。問い合わせは、筑西監督署第一課まで。

また、終了後は社会保険労務士による「労務相談会」も開催されます。参加、相談とも無料。

ご隠居さんの縁側相談室～新型インフルエンザで自宅待機、給料の支払いは？～

熊さん「ご隠居さん。教えてくださいな。いま新型インフルエンザが流行っているじゃありませんか。うちの社員が会社で、ゴホン、ゴホンとやったら、みんなにうつってしまうんじゃないかと心配で…。それで、熱や咳があったり、家族に患者がいるやつは自宅待機にしようと思うんですが…。その間の給料はどうしたらいいんでしょうかね」

ご隠居「なるほど。感染拡大防止だね。給料を払うかどうかは、就業を禁止できるかどうかにかかっている。そうでない場合は、『使用者の責に帰すべき事由による休業』ということで、給料又は休業手当の支払いが必要になる」

熊さん「どんな場合に、就業を禁止できるんですかい？」

ご隠居「新型インフルエンザについても感染症法上の措置が適用できるようになり、就業制限の措置や自治体による外出の自粛等の協力要請ができるようになった。だが、弱毒性であると考えられているので、現段階ではそうした措置がなされる可能性は少ない」

熊さん「労働安全衛生法にも『病者の就業禁止』という規定があると聞いていますが…」

ご隠居「いやあ～、熊さんも勉強しているね。労働安全衛生規則第61条によれば、ウイルスのおそれのある伝染性の疾病にかかった者については就業を禁止しなければならない、としている。しかし同条第2項に、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見をきかなければならない、とあってやや面倒だ」

熊さん「それじゃあ、熱出して咳をしても、会社の命令で休ませた場合は給料を払わなければならないですか？」

ご隠居「理屈ではそうなる。しかし実際に発症しているとなれば、“心身とも健康な状態で”という、労働契約の本旨にそった労務の提供はできまい。それを理由に、労務の提供を拒否する、つまり出勤を停止するということは可能かもしれない」

熊さん「それなら、『使用者』でなく『本人』の責に帰すべき事由による休業になるというわけで？」

ご隠居「そのとおり。ちなみに、医師により労務不能であると判断された場合の休業であれば、傷病手当金の給付対象となる。」

熊さん「じゃあ、家族が発症したりして、本人は発症していないがその疑いがある場合は？」

ご隠居「まずは手洗いを徹底させるなど感染予防に力を入れてもらうようにする。それでも感染を拡大させるおそれがある場合は、自宅待機を“要請”するというのが現実的だろう」

熊さん「などほど。ゴホンとやる前に手洗いが大事ですね。なにせ、インフルエンザときたら、ご隠居さんの頭みたいなもんですからね」

ご隠居「なんだい、わしの頭って？」

熊さん「つける薬がありません」